

千葉市保育士修学資金等貸付事業

①保育士修学資金貸付	指定保育士養成施設に在籍し、千葉市内の認定こども園・幼稚園・保育園等への就職を目指す学生向け
②未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付	千葉市内の認定こども園・幼稚園・保育園等で働き始める方向け
③就職準備金貸付	
④保育補助者雇上費貸付	保育士資格取得を目指す保育補助者を雇い上げる事業者向け

★一定の勤務条件、勤務年数を満たすと返還債務が免除されます。

★別紙リーフレットに掲載の貸付金額は年度により変動する場合があります。

★対象者について

①については、指定保育士養成施設卒業後、保育士登録を行った上で一定期間、対象施設で就労することで返還債務が免除されます。資格を有している方が対象となります。②、③についても、保育士証を保有している方が対象となります。

★就労先施設について

①～③の対象施設、④の対象事業者は、下表のとおりです。

		①修学資金	②保育料	③就職準備	④補助者雇上
幼稚園 ※常時預かり保育を実施している園か、認定こども園への移行を予定している園のみ		○	○	○	×
認定こども園	幼保連携型	○	○	○	○
	幼稚園型	○	○	○	×
	保育所型	○	○	○	×
	地方裁量型	○	○	○	×
保育園		○	○	○	○
小規模保育事業		○	○	○	○
事業所内保育事業		○	○	○	○
家庭的保育事業		○	○	○	○
企業主導型保育事業		○	○	○	○
待機児童解消加速化プラン対象 認可外保育施設		○	○	○	×

(①～③については、下表に掲載する施設以外でも、放課後健全育成事業や病児保育等も対象になるものがあります。詳しくはお問い合わせください。)

★貸付事業の実施主体は千葉市社会福祉協議会 (Tel043-209-8868) です。



保育士修学資金貸付制度のご案内

保育士修学資金貸付制度とは。。

保育士として就職することを目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、資格の取得と就職の支援を行うことを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている方となります。

お住まいの住所、指定保育士養成施設の所在地は問いません。

- ①指定保育士養成施設を卒業後、**千葉市内の保育所等**で保育士として**週30時間以上、5年間以上**引き続き働く意思がある方。
- ②他の自治体などから同種の修学資金を借り受けていない方。

貸付額

月額**5万円**以内(総額120万円以内)。また、本人の希望により次の加算をすることができます。

- ①入学準備金：**30万円**以内
- ②就職準備金：**20万円**以内
- ③生活費加算：生活扶助基準の居宅(第1類)の該当区分額以内(生活保護受給等世帯の方に限る)
※貸付期間：養成施設に在籍する期間内 利子：無利子 連帯保証人：1名以上必要

※貸付け合計額は最大 **170 万円**、要件を満たせば**全額免除！！**
(生活費加算を除く。修学要件により異なる場合があります。)

- 
- ①養成施設を卒業後、**1年以内**に保育士登録を行い、
 - ②**千葉市内の保育所等**で、**5年間**引き続き保育士として働いた場合
- ※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法: 養成施設を通じて千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス！

◆お問い合わせ先

〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2
千葉市ハーモニープラザ3階 TEL 043-209-8868/FAX 043-312-2442
Eメール info@chiba-shakyo.jp
千葉市社会福祉協議会ホームページ <http://www.chiba-shakyo.jp/>





保育料の一部貸付制度のご案内

保育料の一部貸付制度とは。。

未就学児をもつ保育士が、保育所等(※裏面参照)に勤務することが決定した場合、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部について貸付けを行い、保育士の就職・復職支援を図ることを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①未就学児をもつ保育士。
- ②市内の保育所等(※裏面参照)に**新たに**勤務する方。または、**産休・育休から復帰**する方。
- ③市内の保育所等(※裏面参照)に、**2年間継続して週20時間以上勤務する(予定である)方。**
※幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化対象となる児童の保育料については対象外。

貸付額

保育料の半額(月額**2万7千円**以内)

※貸付期間: 保育士として勤務してから1年以内 利子: 無利子 連帯保証人: 1名以上必要

※貸付け合計額は最大約 **32 万円**、要件を満たせば **全額免除!!**

市内の保育所等(※裏面参照)で**2年間継続して週20時間以上**
保育士業務に従事すること
※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法: 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。
注) 公立保育所勤務の正規職員の方は対象外となります。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス!

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会

■中央区事務所 TEL 043-221-2177	■花見川区事務所 TEL 043-275-6438
■稲毛区事務所 TEL 043-284-6160	■若葉区事務所 TEL 043-233-8181
■緑区事務所 TEL 043-292-8185	■美浜区事務所 TEL 043-278-3252



※保育所等とは

千葉市内の以下に掲げる施設のことです。

- (1) 保育所(公立保育所については、下記＊参照)
- (2) 幼稚園(預かり保育を常時実施している施設のみ)
- (3) 認定こども園(公立認定こども園については、下記＊参照)
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 小規模保育事業
- (6) 居宅訪問型保育事業
- (7) 事業所内保育事業
- (8) 病児保育事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設
- (11) 千葉市保育ルーム
- (12) 企業主導型保育事業

＊公立保育所及び認定こども園に勤務する非常勤職員は補助の対象とします。

【正規職員は対象外】



就職準備金貸付制度のご案内

就職準備金貸付制度とは。。

潜在保育士(保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者)が保育士として保育所等(※裏面参照)に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行い、保育士の就職支援を図ることを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている方となります。

- ①市内の保育所等(※裏面参照)に**新たに**勤務する方。
 - ②市内の保育所等(※裏面参照)に**2年間継続して週20時間以上**勤務する(予定である)方。
- ※保育士修学資金貸付の就職準備金の貸付けを受けた方は対象外。

貸付額

40万円以内(1人1回限り)。
※利子:無利子 連帯保証人:1名以上必要

要件を満たせば**全額免除!!**

市内の保育所等(※裏面参照)で**2年間継続して週20時間以上**保育士業務に従事すること
※要件を満たさない場合は、返還対象となります。

申込方法: 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス!

◆お問い合わせ先

千葉市社会福祉協議会

■中央区事務所 TEL 043-221-2177	■花見川区事務所 TEL 043-275-6438
■稲毛区事務所 TEL 043-284-6160	■若葉区事務所 TEL 043-233-8181
■緑区事務所 TEL 043-292-8185	■美浜区事務所 TEL 043-278-3252



※保育所等とは

千葉市内の以下に掲げる施設のことです。

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園(預かり保育を常時実施している施設のみ)
- (3) 認定こども園
- (4) 家庭的保育事業
- (5) 小規模保育事業
- (6) 居宅訪問型保育事業
- (7) 事業所内保育事業
- (8) 病児保育事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 千葉市先取りプロジェクト認定保育施設
- (11) 千葉市保育ルーム
- (12) 企業主導型保育事業



保育補助者雇上費貸付制度のご案内

保育補助者雇上費貸付制度とは。。

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けを行い、保育所等における保育士の負担軽減や離職防止を図ることを目的としています。

対象者: 次の要件のいずれも満たしている千葉市内の事業者となります。

- ①週30時間以上勤務する保育補助者を雇用(一定条件あり)する事業者。
- ②保育補助者の保育士資格取得に積極的に取り組む事業者。
- ③同一の保育補助者に対し同種の貸付けや補助(同一の保育補助者が従事することに起因し、他職員が千葉市配置基準補助金の対象となる場合を含む)を受けていない事。

貸付額

年額295万3千円以内。
※貸付期間:1年間(最大3年間まで延長可) 利子:無利子
連帯保証人:1名以上必要

返還免除: 次の要件をいずれも満たした場合、貸付金の全額が返還免除となります。

保育補助者が、

- ①貸付期間中継続して週30時間以上保育の補助等に従事し、
- ②貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合。

申込方法: 千葉市社会福祉協議会までお申込みください。

気になったら今すぐ
社会福祉協議会へアクセス!

◆お問い合わせ先

〒260-0844 千葉県千葉市中央区千葉寺町1208-2
千葉市ハーモニープラザ3階 TEL 043-209-8868/FAX 043-312-2442
Eメール info@chiba-shakyo.jp
千葉市社会福祉協議会ホームページ <http://www.chiba-shakyo.jp/>



